

各位

北海道建設部建築企画監

建築基準法第12条に規定する定期報告制度の見直し内容案に関するパブリックコメント（意見募集）について

建築行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建築基準法の一部を改正する法律（平成26年法律第54号）の施行に伴い、建築基準法第12条に規定する定期報告制度（建築物の安全性を確保するため建築物の所有者・管理者が定期的な調査結果を報告）を見直し、定期報告の対象となる建築物等を政令で定めることとしており、次のとおり定期報告制度の見直し内容案に関するパブリックコメント（意見募集）を行っていますことをお知らせします。

つきましては、貴下の会員等（事業主）へ周知いただきますよう特段の御配慮をお願いします（貴下会員等が団体の場合は、同団体から個別会員（事業主）へ周知いただきますよう御配慮をお願いします）。

なお、意見につきましては、直接国土交通省へ提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 国土交通省のパブリックコメント（意見募集中案件）
【案件番号：155150717】 定期報告制度の見直し内容
- 2 意見募集期間
平成27年7月17日（金）まで
- 3 意見提出・問合せ先
国土交通省住宅局建築指導課
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3（代表電話）03-5253-8111
※国土交通省ホームページ（意見提出フォーム）
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155150717&Mode=0>
- 4 添付資料
定期報告の対象となる建築物・建築設備等（国土交通省ホームページ掲載資料の抜粋）

住宅局建築指導課建築安全推進G
担当：山崎、竹田
電話：(011)231-4111
内線29-478、29-480